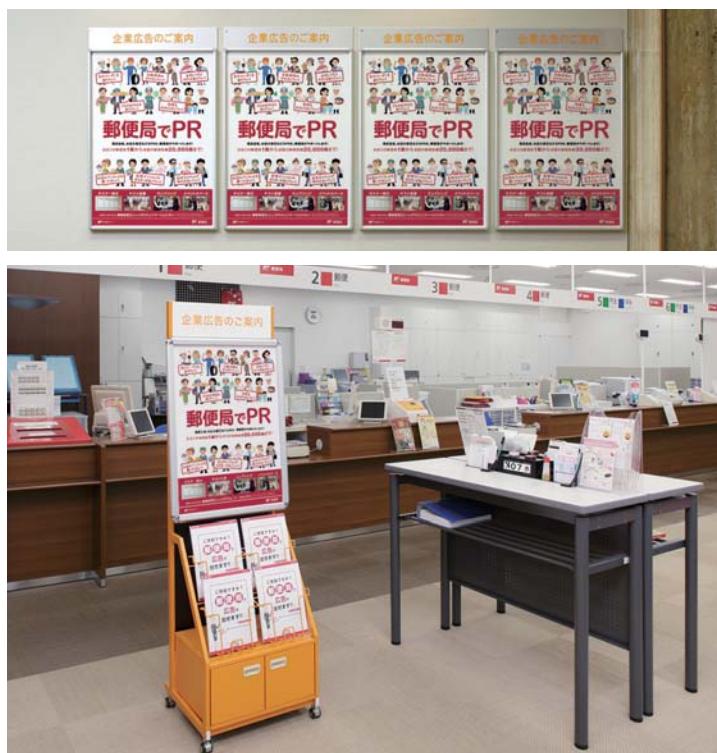


# 郵便局広告メニュー 一覧

MEDIA GUIDE  
郵便局広告のご案内



郵便局では、日本最大級のネットワークを活かし、企業PRやプロモーションにご活用いただける広告メニューをご用意しております。広告掲出、窓口での手渡しサンプリングなど多彩なメニューで、お客様のご要望にお応えいたします。



※本内容は2015年10月以降掲出・実施を開始するお申込みに適用されます。※記載情報は2015年8月時点のものであり、内容は予告なく変更する場合があります。※写真(画像)はイメージです。

郵便局ロビー内にポスターを掲出できます。  
「郵便局広告専用ポスター」または郵便局ロビー内の空いている壁面スペースに掲出することができます。  
料金も低く設定されていることから、お客様の日常的な情報源として、新商品PRのほか、近隣のお店のオープン告知等、幅広くご活用ください。



## ●媒体概要

対象局：全国約20,000局  
申込枠数：1局1枠～  
掲出期間：1期2週間(月曜開始)  
連続掲出：12週間  
\*掲出期間は2週間ですが、非営業日は掲出されないことがあります。

## ●規格(サイズ)

1枠あたり：B2タテ以下(はさみこみ:上下左右各0.5cm)  
\*B2以外のサイズについては応相談

## ●申込み期限

	前払い	請求書払い
広告物を当社指定先に一括納品する場合	8営業日前	10営業日前
広告物をご持参の場合	3営業日前	10営業日前

## ●料金

※指定納品先から郵便局への送料は当社負担です。(税別)

	SS局	S局	A/B局
1枠あたり ／2週間	ポスター(専用ボード) 6,500円	5,500円	4,000円
	ポスター(空きスペース)	3,000円	

### 局区分について

SS局：各地の特に大規模な郵便局  
S局：比較的大規模な郵便局  
A局：比較的中規模な郵便局  
B局：比較的小規模な郵便局

\*お申込み後のキャンセルは、キャンセル料として広告料の全額を申し受けます。  
\*期限までに広告物を納品いただけない場合は、ご希望日に掲出できない場合がございます。なお、掲出できなかった期間分の広告料は返金いたしません。  
\*シーズン料金の適用はございません。両面ポスターをガラス面に掲出する場合には、広告料を2枠分いただきます。

## ●納品について

### 納品締切

① 当社指定先に一括納品する場合：掲出開始日の6営業日前までに当社指定先に一括納品  
※指定先までの送料は広告主さまのご負担となります。

② ご持参の場合 :掲出開始日の前日までに郵便局にご持参

\*部数：掲出部数+予備分1%～5% (指定先一括納品の場合に限ります)

\*指定先への納品時は、伝票に広告主名、媒体種別、部数、申込番号を記載してください。

## ●注意事項

○広告内容により、内容をご修正いただく場合や、お受けできない場合がございます。

○お申込みの事前に広告内容の審査があり、1週間程度お時間をいただきます。

　なお、審査用にご提出いただいた広告物等はご返却できませんので予め返却不要のものをご準備ください。

○掲出日・掲出局は、郵便局の状況等により、ご希望に添えない場合がございます。

○広告物は来局者さまが視認できる場所に掲出いたしますが、掲出位置を指定することはお受けいたしかねます。

○掲出期間中の意匠変更又は契約内容の変更はお受けいたしかねます。

○掲出期間中の残数報告や社員による広告物の補充はお受けいたしかねます。

○期間終了後の広告物の返却は原則お受けいたしかねます。

郵便局ロビー内にパンフレットやチラシを設置できます。  
「郵便局広告専用パンフレットラック」または郵便局ロビー内の空いているスペースに設置することができます。  
宣伝したい商品の特長やサービスなどをより詳細に伝えたい場合にご活用ください。ティッシュペーパーや試供品等を付けて、より広告到達率を高めることも可能です。



[左]10枠、[右]16枠  
その他5枠、1枠タイプの専用パンフレットラックもございます。

## ●媒体概要

対象局：全国約20,000局 揭出期間：1期2週間(月曜開始)

申込枠数：1局1枠～ 連続掲出：12週間

\* 揭出期間は2週間ですが、非営業日は掲出されないことがあります。

## ●規格(サイズ)

サイズ：A4以下(B5、A4/3つ折サイズ可)

重さ：トータル重量2kg以内

厚さ：1部あたり1cm以内 トータル5cm以内

部数：200部以内

\* 1枠あたりの規格となります。

\* 複数のチラシを掲出する場合には、PP袋等で個別梱包し、広告物が分離しないようご手配願います。

## ●申込み期限

	前払い	請求書払い
広告物を当社指定先に一括納品する場合	8営業日前	10営業日前
広告物をご持参の場合	3営業日前	10営業日前

## ●料金

※指定納品先から郵便局への送料は当社負担です。(税別)

		SS局	S局	A/B局
1枠あたり ／2週間	パンフレット (専用ラック)	4,000円	3,500円	3,000円
	パンフレット (空きスペース)		2,000円	

### 局区分について

SS局：各地の特に大規模な郵便局  
S局：比較的大規模な郵便局  
A局：比較的中規模な郵便局  
B局：比較的小規模な郵便局

\* お申込み後のキャンセルは、キャンセル料として広告料の全額を申し受けます。

\* 期限までに広告物を納品いただけない場合は、ご希望日に掲出できない場合がございます。なお、掲出できなかった期間分の広告料は返金いたしません。

\* シーズン料金の適用はございません。

## ●納品について

### 納品締切

① 当社指定先に一括納品する場合：掲出開始日の6営業日前までに当社指定先に一括納品

※指定先までの送料は広告主さまのご負担となります。

② ご持参の場合：掲出開始日の前日までに郵便局にご持参

\* 部数：掲出部数+予備分1%～5% (指定先一括納品の場合に限ります)

\* 指定先への納品時は、伝票に広告主名、媒体種別、部数、申込番号を記載してください。

## ●注意事項

○広告内容により、内容をご修正いただく場合や、お受けできない場合がございます。

○お申込みの事前に広告内容の審査があり、1週間程度お時間をいただきます。

　　なお、審査用にご提出いただいた広告物等はご返却できませんので予め返却不要のものをご準備ください。

○掲出日・掲出局は、郵便局の状況等により、ご希望に添えない場合がございます。

○広告物は来局者さまが視認できる場所に掲出いたしますが、掲出位置を指定することはお受けいたしかねます。

○掲出期間中の意匠変更又は契約内容の変更はお受けいたしかねます。

○掲出期間中の残数報告や社員による広告物の補充はお受けいたしかねます。

○期間終了後の広告物の返却は原則お受けいたしかねます。

※本内容は2015年10月以降掲出・実施を開始するお申込みに適用されます。※記載情報は2015年8月時点のものであり、内容は予告なく変更する場合があります。※写真(画像)はイメージです。

# Aラック(ポスター&パンフレットラック)

※1社独占使用のみのご利用となります

MEDIA GUIDE

郵便局広告のご案内



ポスター1枚、パンフレット4枚のラックで1社独占して広告を掲出することができます。ポスターをご覧になったお客さまが、設置してあるパンフレットをお持ち帰りいただけます。AラックはPOPの取付も可能であり、局内ロビーで抜群の存在感を示します。貴社のPRコーナーとしてご活用ください。



ポケットには  
中仕切りがあり、  
A4・3つ折が  
掲出できます。

1社独占使用!  
抜群の存在感!

## ●媒体概要

対象局：全国約4,700局　掲出期間：1期2週間(月曜開始)  
申込枠数：1局1台～　連続掲出：12週間  
\*掲出期間は2週間ですが、非営業日は掲出されないことがあります。

## ●規格(サイズ)

ポスター：B2以下  
パンフレット類：A4以下  
(ラック奥行き5cm×4枚、トータル重量8kg以内)  
\*複数のチラシを掲出する場合には、PP袋等で個別梱包し、広告物が分離しないようご手配願います。

## ●申込み期限

掲出開始日の10営業日前  
※請求書払いのみ

## ●料金

### Aラック独占料金(2週間あたり)

※指定納品先から郵便局への送料は当社負担です。(税別)

	SS局	S局	A/B局
1枚あたり /2週間	25,000円	20,000円	15,000円

### 局区分について

SS局：各地の特に大規模な郵便局  
S局：比較的大規模な郵便局  
A局：比較的中規模な郵便局  
B局：比較的小規模な郵便局

\* お申込み後のキャンセルは、キャンセル料として広告料の全額を申し受けます。

\* 期限までに広告物を納品いただけない場合は、ご希望日に掲出できない場合がございます。なお、掲出できなかった期間分の広告料は返金いたしません。

\* シーズン料金の適用はございません。

## ●納品について

### 納品締切

① 当社指定先に一括納品する場合：掲出開始日の6営業日前までに当社指定先に一括納品  
※指定先までの送料は広告主さまのご負担となります。

② ご持参の場合　　：掲出開始日の前日までに郵便局にご持参

\* 部数：掲出部数+予備分1%～5% (指定先一括納品の場合に限ります)

\* 指定先への納品時は、伝票に広告主名、媒体種別、部数、申込番号を記載してください。

## ●注意事項

○広告内容により、内容をご修正いただく場合や、お受けできない場合がございます。

○お申込みの事前に広告内容の審査があり、1週間程度お時間をいただきます。

　なお、審査用にご提出いただいた広告物等はご返却できませんので予め返却不要のものをご準備ください。

○掲出日：掲出局は、郵便局の状況等により、ご希望に添えない場合がございます。

○広告物は来局者さまが視認できる場所に掲出いたしますが、掲出位置を指定することはお受けいたしかねます。

○掲出期間中の意匠変更又は契約内容の変更はお受けいたしかねます。○掲出期間中の残数報告や社員による広告物の補充はお受けいたしかねます。

○期間終了後の広告物の返却は原則お受けいたしかねます。○ラックをPOP等で装飾される場合には、期間終了後、原状復帰していただきます。

郵便局ロビー内や屋外スペースを、商品PRや販売、サービス紹介の場としてご利用いただけます。  
お客さまの郵便局での待ち時間をビジネスチャンスに変えることが可能です。

## ご利用メニュー一例 展示・装飾、サンプリング、商品販売、説明会・講習会、アンケート調査など



試食イベント



商品販売イベント



体验イベント

### ●媒体概要

対象局：全国約20,000局

実施期間：1日

連続使用：3ヶ月間

### ●規格(サイズ)

6.6m<sup>2</sup>以下

なお利用可能なスペースのサイズは、6.6m<sup>2</sup>をお約束するものではございません。郵便局によって異なりますので、お問い合わせください。

### ●申込み期限

実施開始日の10営業日前

※請求書払いのみ

### ●料金

イベントスペース料金(1局1日あたり)			(税別)
SS局	S局	A/B局	
30,000円	20,000円	10,000円	

#### 局区分について

SS局：各地の特に大規模な郵便局  
S局：比較的大規模な郵便局  
A局：比較的中規模な郵便局  
B局：比較的小規模な郵便局

\* お申込み後のキャンセルは、キャンセル料として広告料の全額を申し受けます。

\* 期限までに広告物を納品いただけない場合は、ご希望日に掲出できない場合がございます。なお、掲出できなかった期間分の広告料は返金いたしません。

#### ★回数割引について

同内容のイベントを、局数にかかわらず60日分以上まとめてお申込みいただきますと、上記料金の半額でご利用いただけます。  
(ただし、最初のイベント実施日から最後のイベント実施日までの期間は3ヶ月以内に限ります。)

半額適用例：①1局で60日実施 ②3局で各20日実施 ③60局で各1日実施 等

例) S局20局において、各局3日間イベントを実施する場合

20,000円×20局×3日間×1/2(回数割引)=600,000円(税別)

※その他詳しくはお問い合わせください。

### ●注意事項

○広告内容により、内容をご修正いただく場合や、お受けできない場合がございます。

○お申込みの事前に広告内容の審査があり、1週間程度お時間をいただきます。

以下①②は必須、③④⑤はご使用の場合のみご提出ください。

①企画書 ②イベントレイアウト図(寸法も明記) ③掲出物(パンフレット・ポスター等)

④使用ツール(のぼり・看板・配布物品等)画像

⑤事前告知物等(他社の広告媒体に掲載するものを含む。)

なお、審査用にご提出いただいた広告物等はご返却できませんので予め返却不要のものをご準備ください。

○実施日・実施局は、郵便局の状況等により、ご希望に添えない場合がございます。

○実施期間中の意匠変更又は契約内容の変更はお受けいたしかねます。

○イベント内容によっては、自治体への届出等が必要になります。

○実施場所[郵便局ロビー内(風除室を含む。ATM周辺を除く。)又は屋外スペース(駐車場・駐輪場を除く。)]について、事前に郵便局とご調整いただく必要がございます。※設営・撤去についても応相談。

なお、屋外スペースの場合、実施場所が敷地内であっても、行列・のぼり等が公道に出てしまう場所では実施できません。

○イベントに関する製作費、運搬費、警備費、清掃費等はお客さまにご負担いただきます。

○天候不良等やお客さまのご都合を理由に、イベントを実施されない場合でも、広告料の返金はお受けいたしかねます。

○実施終了後は、原状復帰していただきます。

郵便局の窓口で、チラシや試供品などを丁寧に手渡しします。  
年齢層や性別を絞ってお渡しすることもできるため、  
効果的にマーケティングを行うことができます。  
郵便局でサンプリングをすることで、お客さまからの商品への  
信頼度が増すとお喜びの声が寄せられています。



## ●媒体概要

対象局：全国約20,000局

申込個数：合計100個以上 1局30個以上

配布数：局によって配布数が異なりますので、まずは総個数をご連絡ください。

配布対象：(1)全来局者 (2)男女別 (3)見た目年齢

配布期間：1期2週間 ※各局無くなり次第終了

\* 配布は窓口営業日のみ実施します。

\* 年齢や性別はお渡しする郵便局社員の判断となります。

## ●規格(サイズ)

内容：試供品及びこれに類するもの

サイズ：1個あたりA4以下

厚さ：1個あたり1.5cm以下

重さ：1個あたり150g以下

\* 缶類は大きさや重量によって応相談

\* 複数のチラシ等(試供品等を含む)を配布する場合には、PP袋等で個別梱包し、配布物が分離しないようご手配願います。

\* 試供品等は、危険物・壊れやすい形状・材質のものは避け、賞味期限・消費期限に余裕があり、常温配布可能なものに限ります。

## ●申込み期限

実施開始日の10営業日前

※配布局数により応相談 ※請求書払いのみ

## ●料金

### サンプル等の配布料金

(税別)

配布総数	10,000個 未満	100,000個 未満	100,000個 以上
配布単価	50円／個	40円／個	30円／個

①全来局者：上記の料金となります。

②男女別：上記料金にプラス10円／個となります。

③見た目年齢：上記料金にプラス10円／個となります。

※②と③はオプションとしてそれぞれ追加料金となります。

\* 当社指定先に一括納品をご希望の場合は、別途梱包・発送費がかかります。詳しくはお問い合わせください。

\* お申込み後のキャンセルは、キャンセル料として広告料の全額を申し受けます。

\* 期限までに広告物を納品いただけない場合は、ご希望日に実施できない場合がございます。なお、実施できなかった期間分の広告料は返金いたしません。

## ●注意事項

○配布は2週間以内に手渡しで配布終了いたします。郵便局の状況や時期により一時的に配布を中止する場合がございます。

○広告内容により、内容をご修正いただく場合や、お受けできない場合がございます。

○お申込みの事前に広告内容の審査があり、1週間程度お時間をいただきます。

　なお、審査用にご提出いただいた広告物等はご返却できませんので予め返却不要のものをご準備ください。

○実施局は、郵便局の状況等により、ご希望に添えない場合がございます。

○実施期間中の意匠変更又は契約内容の変更はお受けいたしかねます。

○実施期間中の残数報告や社員による広告物の補充はお受けいたしかねます。

○期間終了後の広告物の返却は原則お受けいたしかねます。

郵便局のガラス面に掲出し、郵便局内のお客さまや郵便局外の通行人、お車利用の方々へのPR効果があります。長期間掲出しても色あせしにくく、コストパフォーマンスの高い広告媒体です。



連続貼り  
OK!



## ●媒体概要

対象局：ご希望局をお問い合わせください。  
申込枚数：1局1～6枚  
掲出期間：1期4週間  
連続掲出：12週間  
\*掲出期間は4週間ですが、非営業日は掲出されないことがあります。

## ●規格(サイズ)

1枠あたり  
サイズ：S1～B3  
S1 [タテ]1,000mm×[ヨコ]2,000mm  
B0 [タテ]1,456mm×[ヨコ]1,030mm  
B1 [タテ]1,030mm×[ヨコ]728mm  
B3 [タテ]364mm×[ヨコ]515mm  
枚数:S1(最大2枚まで)、S1以外(2～6枚)

\*掲出可能なサイズ・枚数は郵便局によって異なります。  
対象局についてはお問い合わせください。

## ●申込み期限

掲出開始日の40日前

## ●料金

フィルムポスター掲出料金 (B1、B3サイズは1局あたり2枚以上でのお申込みとなります)

(税別)

媒体概要	種別	規格	媒体料金	仕様
サイズ	S1	[タテ]1,000mm×[ヨコ]2,000mm	120,000円/枚	片面対応
	B0	[タテ]1,456mm×[ヨコ]1,030mm	120,000円/枚	片面対応
	B1	[タテ]1,030mm×[ヨコ]728mm	50,000円/枚	片面・両面対応・局/2枚～
	B3	[タテ]364mm×[ヨコ]515mm	30,000円/枚	片面・両面対応・局/2枚～

\*色校正は同ビジュアルにて1回となります。

2回目以降または複数ビジュアルを掲出の場合は3,000円/回(税別)が別途かかります。

\*上記料金には、フィルムポスター印刷費、色校時の発送費、掲出作業費、掲出局への発送費が含まれます。

\*お申込み後のキャンセルは、キャンセル料として広告料の全額を申し受けます。

\*期限までに広告物を納品いただけない場合は、ご希望日に掲出できない場合がございます。なお、掲出できなかった期間分の広告料は返金いたしません。

## ●納品について

納品形態：データ納品(CD-RまたはMO) ※出力紙と色見本を添付してください。  
対応ソフト：イラストレーター(5.5～CS4)、フォトショップ、インデザイン、ワードエクスプレス  
解像度：原寸時に150dpi以上  
\* トンボ付の上、2～3mm程度の断ち落としスペースを設けてください。  
\* 必ずアウトライン化し、ラベルに広告主名をご記入ください。

## ●注意事項

- 広告内容により、内容をご修正いただく場合や、お受けできない場合がございます。
- お申込みの事前に広告内容の審査があり、1週間程度お時間をいただきます。  
なお、審査用にご提出いただいた広告物等はご返却できませんので予め返却不要のものをご準備ください。
- 掲出日・掲出局は、郵便局の状況等により、ご希望に添えない場合がございます。
- 広告物は来局者さまが認証できる場所に掲出いたしますが、掲出位置を指定することはお受けいたしかねます。
- 掲出期間中の意匠変更又は契約内容の変更はお受けいたしかねます。
- 期間終了後の広告物の返却は原則お受けいたしかねます。

東京中央郵便局の特設ラックに広告を掲出することが可能です。



## ●媒体概要

対象局：東京中央郵便局  
申込数量：2台まで  
掲出期間：1期2週間  
連続使用：12週間  
\*掲出期間は2週間ですが、非営業日は掲出されないことがあります。



## ●規格(サイズ)

1枚あたり：ポスター B2タテ以下、  
パンフレット類 A4以下(ラック奥行き1cm×5枚)

## ●申込み期限

掲出開始日の  
10営業日前

## ●料金

広告専用ラック：1枚 150,000円(税別)

\*お申込み後のキャンセルは、キャンセル料として広告料の全額を申し受けます。  
\*期限までに広告物を納品いただけない場合は、  
ご希望日に掲出できない場合がございます。  
なお、掲出できなかった期間分の広告料は返金いたしません。

## ●納品について

### 納品締切

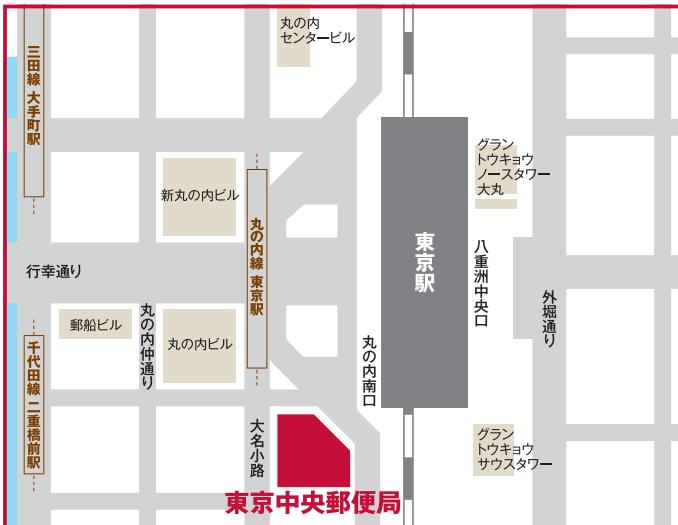
① 当社指定先に一括納品する場合：掲出開始日の6営業日前までに当社指定先に一括納品  
※指定先までの送料は広告主さまのご負担となります。

② ご持参の場合  
：掲出開始日の前日までに郵便局にご持参

\* 部数：掲出部数+予備分1%～5% (指定先一括納品の場合に限ります)  
\* 指定先への納品時は、伝票に広告主名、媒体種別、部数、申込番号を記載してください。

## ●注意事項

- 広告内容により、内容をご修正いただく場合や、お受けできない場合がございます。
- お申込みの事前に広告内容の審査があり、1週間程度お時間をいただきます。  
なお、審査用にご提出いただいた広告物等はご返却できませんので予め返却不要のものをご準備ください。
- 掲出期間中の意匠変更又は契約内容の変更はお受けいたしかねます。
- 掲出期間中の残数報告や社員による広告物の補充はお受けいたしかねます。
- 期間終了後の広告物の返却は原則お受けいたしかねます。



【東京中央郵便局 所在地】  
〒100-8994 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号

郵便局広告の広告審査から掲出スタートまでの流れをご説明します。

## 広告審査

掲出・実施ご希望の広告物を審査させていただきます。



## お申込み



## お支払い



## 納品

実施広告メニューによって納品方法が異なります。

### ご持参

掲出開始日の前日までに、  
実施郵便局までご持参いただきます。

### 当社指定先に一括納品<sup>※1</sup>

掲出開始日の6営業日前までに  
当社指定先に納品いただきます。

※1 納品先は申込書を  
ご確認いただき、受付  
指定広告代理店にご照  
会ください。

※イベントスペースご利用の場合は直接実施郵便局にお持ち込みいただきます。  
※サンプリングで当社指定先に一括納品をご希望の場合は、別途梱包・発送費がかかります。詳しくはお問い合わせください。



## 掲出・実施スタート!!

※詳しいお申込みの内容、お支払い方法については、お近くの郵便局もしくはJPコミュニケーションズまたは、  
指定広告代理店にお問い合わせください。

※指定広告代理店については、JPコミュニケーションズのWebサイト(<http://www.jp-comm.jp/>)をご覧ください。

以下の点をご了承ください。なお、詳しくは「郵便局広告取扱規約」をご覧ください。

- 広告内容により、内容をご修正いただく場合や、お受けできない場合がございます。
- お申込みの事前に広告内容の審査があり、1週間程度お時間をいただきます。  
なお、審査用にご提出いただいた広告物等はご返却できませんので予め返却不要のものをご準備ください。
- お申込み後のキャンセルは、キャンセル料として広告料の全額を申し受けます。
- 掲出日・掲出局は、郵便局の状況等により、ご希望に添えない場合がございます。
- 広告物は来局者さまが視認できる場所に掲出いたしますが、掲出位置を指定することはお受けいたしかねます。
- 掲出期間中の意匠変更又は契約内容の変更はお受けいたしかねます。
- 掲出期間中の残数報告や社員による広告物の補充はお受けいたしかねます。
- 期間終了後の広告物の返却は原則お受けいたしかねます。
- 期限までに広告物を納品いただけない場合は、ご希望日に掲出できない場合がございます。  
なお、掲出できなかつた期間分の広告料は返金いたしません。
- 広告内容についてはお客さまが全責任をもち、広告に起因する苦情・紛争等については、JPコミュニケーションズ株式会社及び日本郵便株式会社は一切の責任を負いかねます。
- 第三者による盗難、汚損又は不測の事態等による広告物の損害については、JPコミュニケーションズ株式会社及び日本郵便株式会社では一切の責任を負いかねます。
- 天災等、郵便局の状況等により、掲出期間中であっても、広告掲出ができない場合がございます。
- 次の場合には、掲出期間中であっても、催告なしに契約を解約し、広告物を撤去いたします。
  - ・法令等により広告掲出を禁止されたとき
  - ・郵便局の業務上支障が生じたとき
- 次の場合には、広告物の撤去に加え、広告料の全額を違約金として申し受けます。
  - ・お客さまが「郵便局広告取扱規約」又は契約に違反したとき
  - ・お客さまが反社会的勢力の関係者と判明したとき
- 詳細は広告メニューごとの注意事項及び「郵便局広告取扱規約」をご確認ください。「郵便局広告取扱規約」に同意の上、広告掲出をお申込みください。

# 郵便局広告 規格・条件等

MEDIA GUIDE  
郵便局広告のご案内

## 郵便局広告ご利用のご案内

	ポスター	パンフレット	イベントスペース	サンプリング
対象局	全国約20,000局 1局1枠～	全国約20,000局 1局1枠～	全国約20,000局	全国約20,000局
規格	<p><b>【1枠あたり】</b> サイズ：B2タテ以下 (はさみこみ：上下左右各0.5cm) ※B2以外のサイズについては応相談</p>	<p><b>【1枠あたり】</b> サイズ：A4以下 (B5、A4/3つ折サイズ可) 厚さ：1部あたり1cm以内 トータル5cm以内 重さ：トータル重量 2kg以内 部数：200部以内</p> <p>※複数のチラシを掲出する場合には、PP袋等で個別梱包し、広告物が分離しないようご手配願います。</p>	サイズ：6.6m <sup>2</sup> 以下  なお、利用可能なスペースのサイズは、6.6m <sup>2</sup> をお約束するものではありません。郵便局によって異なりますので、お問い合わせください。	内容：試供品及びこれに類するもの サイズ：1個あたりA4以下 厚さ：1個あたり1.5cm以下 重さ：1個あたり150g以下  ※缶類は大きさや重量によって応相談 ※試供品等は、危険物・壊れやすい形状・材質のものは避け、賞味期限・消費期限に余裕があり、常温配布可能なものに限りります。
申込み期限	<p><b>【広告物を当社指定先に一括納品する場合】</b> 前払い：8営業日前 請求書払い：10営業日前</p> <p><b>【広告物をご持参の場合】</b> 前払い：3営業日前 請求書払い：10営業日前</p>	<p><b>【広告物を当社指定先に一括納品する場合】</b> 前払い：8営業日前 請求書払い：10営業日前</p> <p><b>【広告物をご持参の場合】</b> 前払い：3営業日前 請求書払い：10営業日前</p>	請求書払い：10営業日前	請求書払い：10営業日前 ※配布局数により応相談
掲出期間・実施期間	1期2週間(月曜開始) 連続掲出は12週間まで	1期2週間(月曜開始) 連続掲出は12週間まで	1日単位 連続使用は3ヶ月間	1期2週間 各局無くなり次第終了
料金	P.1をご参照ください。	P.2をご参照ください。	P.4をご参照ください。	P.5をご参照ください。
納品締切	<p><b>【広告物を当社指定先に一括納品する場合】</b> 掲出開始日の6営業日前までに当社指定先に一括で納品してください。 納品先：お問い合わせください。 納品部数：掲出部数+予備 分1%～5% ※指定先までの送料は広告主さまのご負担となります。 ※伝票に広告主名、媒体種別、部数、申込番号を記載してください。</p> <p><b>【広告物をご持参の場合】</b> 掲出開始日前日までに郵便局にご持参ください。</p>	<p><b>【広告物を当社指定先に一括納品する場合】</b> 掲出開始日の6営業日前までに当社指定先に一括で納品してください。 納品先：お問い合わせください。 納品部数：掲出部数+予備 分1%～5% ※指定先までの送料は広告主さまのご負担となります。 ※伝票に広告主名、媒体種別、部数、申込番号を記載してください。</p> <p><b>【広告物をご持参の場合】</b> 掲出開始日前日までに郵便局にご持参ください。</p>	ご持参ください。	<p><b>【広告物を当社指定先に一括納品する場合】</b> 別途梱包・発送費がかかります。詳しくはお問い合わせください。</p> <p><b>【広告物をご持参の場合】</b> 実施開始日前日までに郵便局にご持参ください。</p>

※各媒体の注意事項及び重要事項もご確認ください。

※本内容は2015年10月以降掲出・実施を開始するお申込みに適用されます。※記載情報は2015年8月時点のものであり、内容は予告なく変更する場合があります。

# よくある質問

お客さまから寄せられるよくあるご質問をご紹介します。

全国の郵便局への広告展開をご検討されている場合は、JPコミュニケーションズへお問い合わせください。

## 申込みについて

**Q. 郵便局にポスター(パンフレット)を出したい場合、どのようにすればいいですか？**

**A.** お近くの郵便局に広告物の見本をお持ちになり、広告掲出のご希望をお申し出ください。  
広告物をお預かりして、弊社にて広告審査をいたします。  
審査終了後に改めて郵便局窓口にてお申込みを承ります。  
最短で、お申込み日の3~10営業日後から掲出が可能です。  
または、JPコミュニケーションズ指定広告代理店にお申し出ください。

**Q. 広告審査終了後、ポスター(パンフレット)の申込みの際に必要なものはありますか？**

**A.** ございません。郵便局社員にご希望の郵便局、ご希望の掲出期間をお伝えください。  
または、JPコミュニケーションズ指定広告代理店にお申し出ください。

**Q. どこの郵便局で広告が出せますか？**

**A.** 全国約20,000局で広告の掲出が可能です。  
ただし、簡易郵便局や一部お取扱いのない郵便局もございますので、  
詳しくはJPコミュニケーションズにお問い合わせください。

**Q. 申込みはどこの郵便局でできますか？**

**A.** 全国の郵便局で申込みを受付けます。お近くの郵便局までお越しください。  
(ただし、簡易郵便局を除きます。)  
または、JPコミュニケーションズ指定広告代理店にご連絡ください。

**Q. 広告を出したい郵便局でそれぞれ申込みをする必要がありますか？**

**A.** お近くの郵便局1局でお申込みが可能です。  
1ヶ所の郵便局で全局分のお申込みが可能です。受付は全国どちらの郵便局でもかまいません。  
(ただし、簡易郵便局を除きます。)  
または、JPコミュニケーションズ指定広告代理店にお申し出ください。

**Q. イベントスペースを利用したい場合、どうすればいいですか？**

**A.** ご利用を希望する郵便局をお決めいただき、お近くの郵便局までお越しください。  
各郵便局とご調整いただき、以下の4点をご提出いただきます。

- 1.企画書(広告主名、実施郵便局、実施日、実施内容などが分かるもの)
- 2.イベントレイアウト図(郵便局内のどの場所で実施するのか図示したもの)
- 3.配布物(お客さまに配布するチラシなど、ご使用される広告物一式)
- 4.他社の広告媒体でイベントを事前に告知される場合、その広告イメージ

提出物の広告審査終了後に改めて郵便局窓口にてお申込みを承ります。

最短でお申込み日の10営業日後から実施が可能です。

または、JPコミュニケーションズ指定広告代理店にお申し出ください。

**Q. サンプリングを利用したい場合、どうすればいいですか？**

- A.** 実施をご希望の郵便局をお決めいただき、お近くの郵便局まで配布物をお持ちください。  
配布物をお預かりして、弊社にて広告審査をいたします。  
広告審査終了後改めて郵便局窓口にてお申込みを承ります。  
最短でお申込み後10営業日後から実施が可能です。  
または、JPコミュニケーションズ指定広告代理店にお申し出ください。

**期間について**

**Q. 審査にはどの程度時間がかかりますか？**

- A.** 1週間ほどお時間を頂戴いたします。

**Q. 広告を出すまでにどの程度時間がかかりますか？**

- A.** お申し出から審査期間を含めて3週間ほどお時間を頂戴いたします。

**支払いについて**

**Q. 広告料はどのように支払えばいいですか？**

- A.** JPコミュニケーションズ指定の広告代理店から請求書が送付されます。  
ただし、ポスター・パンフレットをご掲出の場合は、郵便局窓口でお支払いが可能です。

**納品について**

**Q. 広告物は掲出する全ての郵便局に持っていく必要がありますか？**

- A.** JPコミュニケーションズ指定先に一括で納品いただくことが可能です。  
一括で納品いただく場合、指定先から郵便局への送料は広告料に含まれます。(ただし、サンプリングは別途送料がかかります。)  
また、掲出(実施)をご希望の各郵便局にお持ちいただくことも可能です。

**継続について**

**Q. 申込みを継続したい場合、どうすればいいですか？**

- A.** お申込みを承った郵便局にて継続のお申込みを承ります。  
ただし、広告審査はおよそ1年ごとに実施いただきます。  
詳しくはJPコミュニケーションズにお問い合わせください。  
なお、継続のお手続きにお時間を頂戴しております。  
掲出期間終了の約10営業日前までにお申込みいただきますようお願いいたします。

**審査について**

**Q. 広告デザインに審査はありますか？**

- A.** 郵便局は公共性が高い場所であるため、一定の基準が設けられています。  
誇大な表現や、公共の場にふさわしくない表現と判断された場合には修正していただく場合があります。

# 郵便局広告取扱規約

2015年8月1日制定  
JPコミュニケーションズ株式会社

## (目的)

第1条 本規約は、JPコミュニケーションズ株式会社（以下「会社」といいます。）が、日本郵便株式会社の許諾を得て行う郵便局社屋等における広告物の掲出・配布等（以下まとめて「広告掲出」といいます。）にあたり、広告掲出に関する条件その他必要な事項を定めるものです。

## (適用範囲)

第2条 広告掲出の取扱いは、本規約の定めるところによるものとし、広告掲出の申込者（広告主及び広告主から広告掲出の依頼を受けた広告代理店等を指します。以下まとめて「申込者」といいます。）は本規約の内容に同意し、これを遵守するものとします。

2 本規約に定めのない事項については、法令又は一般的な慣習によります。（規約の変更）

第3条 会社は、申込者等に通知（個別通知のほか、会社のホームページでの公表を含みます。）して、本規約を変更することができるものとします。変更後の広告掲出の取扱いには、変更後の規約が適用されるものとします。

## (広告取扱基準)

第4条 会社は、広告の全部又は一部の内容が、次のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると判断した場合には、広告掲出を行いません。

- (1) 広告の責任の所在、実態又は内容が不明瞭なもの
- (2) 特定の個人又は団体等を誹謗し、名誉若しくは信用を傷つけ、又はプライバシーを侵害する等、特定の個人又は団体等の権利利益を損なうもの
- (3) 民族、国籍、出身地、性別、身体的障害、病気、職業、学歴、年齢、思想信条等で特定の個人又は団体等を不当に差別するもの
- (4) 犯罪、暴力、売春、麻薬等を肯定、示唆、助長又は美化し、社会的秩序を乱すもの
- (5) 託欺的なものや不良商法等、公衆に不利益を及ぼすもの
- (6) 酔悪、残虐又は猟奇的な表現により、知得した者に恐怖心や不快感を起こさせるもの
- (7) 非科学的な根拠等により、人心を惑わせ、又は知得した者に恐怖心や不快感を起こさせるもの
- (8) 露骨で卑猥な性表現等風紀上好ましくない表現やセクシャルハラスマントにあたる表現を含むもの
- (9) 過度に射幸心や投機心をあおるもの又は過度に享楽的な内容のもの
- (10) 求縁又は男女の通信や交際等を目的としたもので、特定の個人又は団体等に迷惑をかけるもの
- (11) 青少年の健全な育成を妨げるもの
- (12) 広告関連法規に抵触するもの
- (13) 国際法規に違反し、又は国家間の信義を損なうもの
- (14) 虚偽又は誇大な表現により公衆に誤認を与えるもの
- (15) 他人の肖像、氏名、談話、著作物等を無断で使用しているもの
- (16) 広告の内容に係争中の事実を含むもの
- (17) 広告の内容が社会的に糾弾されている事実を取り扱っている等、広告掲出に対する社会的なコンセンサスが得られないもの
- (18) 特定の政治活動のためにするもの
- (19) 思想信条等において、中立的立場を欠くと判断されるもの
- (20) 取り扱うことにより会社又は郵便局若しくは郵便局員等の生命、身体、財産、名誉等に危険が及ぶもの
- (21) 日本郵政グループ各社（会社、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険を指します。以下同じ。）に無断で日本郵政グループ各社の登録商標やロゴを使用し、又は日本郵政グループ各社が主催、共催、後援、協賛等している旨の表現を無断で用いているもの
- (22) 事実と異なり、日本郵政グループ各社が特定の商品や広告を支持、推薦、保証しているかのような表現を用いているもの
- (23) 日本郵政グループ各社を誹謗中傷し、名誉を傷つけるもの、又は日本郵政グループ各社の業務を妨害するもの
- (24) 郵政に対する信頼を損なうもの又は郵政に対する恐怖心や不快感を起こさせるもの
- (25) 日本郵政グループ各社の事務事業と競合する事業若しくは業務又は業種に関するもの
- (26) 日本郵政グループ各社の施策やキャンペーンと矛盾する又は混同されるもの
- (27) 郵便局内外の安全、美観、良好な環境維持又はスムーズな通行に支障を及ぼすもの
- (28) その他会社が不適当と認めたもの

2 会社は、申込者が、次のいずれかに該当し、又は該当するおそれのある場合には、広告掲出を行いません。

- (1) 暴力団等反社会的勢力又はそれらと関係を有する者その他社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
- (2) 日本郵政グループ各社が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者（広告物の種類等）

第5条 広告掲出する広告物の種類は、次のとおりとします。

- (1) ポスター 郵便局内に掲出するポスターその他これに類するもの
- (2) パンフレット 郵便局内に掲出するパンフレット、カタログ、リーフレット、チラシその他これらに類するもの（以下「パンフレット類」といいます。）
- (3) サンプリング 郵便局内で手交するパンフレット類又は商品見本その他これらに類するもの
- (4) イベントスペース 郵便局内のスペースを提供し、申込者が実施するイベントその他これに類するもの
- (5) 屋外広告 郵便局屋外に設置する壁面広告、懸垂幕、看板広告その他これらに類するもの
- (6) 備品広告 郵便局窓口で使用する広告付きの切手はがき袋、現金納入袋その他これらに類するもの
- (7) 誌面広告 郵便局内に設置された郵便番号簿等に掲載する広告その他これに類するもの
- (8) 映像広告 郵便局内に設置された窓口料金モニター等に表示する静止画その他これに類するもの
- (9) その他会社が別に定めるもの

2 前項に掲げる広告物の規格、様式その他広告掲出に関する条件（以下「規格等」といいます。）は、会社が別に定めます。（広告物の事前審査）

第6条 申込者は、次条に規定する広告掲出の申込み（以下「申込み」といいます。）に先立ち、広告図案その他会社が指定する資料（以下「広告図案等」といいます。）を会社に提出し、会社の承認を得ることとします。ただし、会社が特に認めた場合はこの限りではありません。

2 会社は、広告図案等について第4条第1項に定める広告取扱基準及び前条第2項に定める規格等への適合性を審査し、これに合格した場合には、その旨を申込者に通知します。ただし、申込者は、当該通知は、広告図案等が法令等に照らして問題ないものと会社が保証するものではないことを予め承認するものとします。

3 会社は、広告図案等の合否の結果について、申込者に対し、その理由を明示する義務を負わず、又、広告図案等の返却は行いません。（広告掲出の申込み）

第7条 申込みは、申込者が、会社が指定する日までに、会社所定の申込書を会社に提出することにより行うものとします。

2 会社は、申込書の内容を審査し、掲出場所の状況その他の事情に照らし支障がないと認めた場合には、広告掲出を承諾した旨を申込者に通知します。ただし、申込みと同時に広告料金が支払われた場合には、会社による広告料金の受領をもって広告掲出を承諾したものとします。（契約の成立）

第8条 広告掲出に関する契約（以下「本契約」といいます。）は、本規約の定めるところにより、申込者が申込みをし、会社がこれを承諾する旨を申込者に通知したとき、又は申込者が申込みと同時に広告料金（第15条に定義します。以下同じ。）を会社に支払い、会社がこれを受領したときに成立するものとします。

2 前項の契約成立後、次条に規定する場合を除いて、本契約を中途解約することはできません。（契約の解約）

第9条 会社は、次のいずれかに該当すると判断した場合には、催告等何らの手続を要しないで本契約を解約し、掲出中の広告物を撤去することができるものとします。この場合、会社は、申込者に対していかなる責任も負わないものとします。

- (1) 郵便局の業務上支障が生じたとき
- (2) 法令等により広告掲出を禁止されたとき又はその広告物の撤去を命ぜられたとき

- (3)会社が広告掲出の承諾をした広告物と異なるものを申込者が掲出したとき  
(4)申込者が前条の承諾を得ることなく広告掲出したとき又はしようとしたとき  
(5)申込者が本契約に違反したとき  
(6)申込者が本規約の各条項に違反したとき  
(7)その他特に必要が生じたとき  
2 申込者は、会社に本契約の解約の申し出をし、会社がこれを承認した場合には、本契約を解約することができます。  
3 第1項第3号ないし第6号及び前項の規定により本契約が解約された場合には、申込者は広告料金の全額を違約金として会社が指定する期日までに会社に支払うものとします。ただし、この場合において、第16条の規定により申込者が既に広告料金を支払っているときは、これを違約金として納めるものとし、申込者は会社に対し、支払済みの広告料金の返還を求めるることはできないものとします。  
4 第1項第1号又は第2号の規定により本契約が解約された場合には、申込者と会社が誠意をもって協議し、必要な措置を講じるものとします。  
(広告掲出期間)  
第10条 広告掲出の期間は、本契約において取り決めるものとします。  
(意匠変更又は内容変更)  
第11条 広告掲出期間内において、広告物の意匠変更又は契約内容の変更(広告主変更を含みます。)をすることはできないものとします。ただし、会社が特に認めた場合はこの限りではありません。  
(広告物の納入)  
第12条 広告物は、申込者がその費用を負担して、会社が指定する日までに会社が指定する場所又は広告掲出する郵便局に納入することとします。  
2 申込者は、前項の納入後に追加で行う広告物の補充又は納入された広告物の残数に関する報告を会社に求めるることはできないものとし、会社は申込者に対し、これらの義務を負わないものとします。  
3 会社は、申込者から広告物が納入されたときから広告掲出期間が終了するまでの間、善良なる管理者の注意をもって広告物を取り扱うものとします。  
4 前項の期間中、会社の責に帰すべき事由により、広告物の滅失、毀損、盗難、紛失等が発生した場合には、会社は申込者に対し、広告料金を上限として、直接かつ現実に発生した通常の損害を賠償するものとします。ただし、広告物の瑕疵、第三者による盗難、汚損又は不測の事態等による広告物の損害については、会社は何らの責任も負わないものとします。  
(広告掲出及び撤去)  
第13条 広告掲出及び広告物の撤去は、会社が行います。ただし、事前に会社の承諾を得た場合には、申込者がその費用を負担してこれを行ふことができます。  
2 郵便局における広告掲出の場所は、会社が指定する場所とします。  
3 前項の広告掲出場所において、広告物の前に障害物が置かれ視認できない等、広告掲出の目的が達成されていないと認められる場合には、申込者は会社に対し是正を求めることができ、会社は必要かつ合理的な範囲においてこれに応じるものとします。ただし、申込者は、本項の規定が、申込者に対して申込者が希望する広告掲出の効果を保証するものではなく、広告物が視認できるために必要な措置を講じる限度で会社の義務を定めたものであることを了承するものとします。  
(広告物の処分)  
第14条 広告掲出期間終了後の広告物は、原則として会社が処分します。ただし、申込者から事前に回収の申し出があつたもので、会社が特に認めた場合には、申込者がその費用を負担してこれを行ふことができます。  
(広告料金)  
第15条 広告掲出に係る料金(以下「広告料金」といいます。)は、会社が別に定めます。  
(広告料金の支払い)  
第16条 広告料金は、会社が発行する請求書に基づき、会社が指定する期日までに、指定した口座宛に申込者が払い込む方法により、又は申込み時に現金により、支払うものとします。なお、払込手数料は申込者が負担するものとします。  
2 申込者が、前項の広告料金を支払期日までに支払わなかつた場合には、会社は、申込者に対して、支払期日の翌日から支払済みの日(同日を含みます。)までの間につき、支払遅延金額に年率6%を乗じて算出した遅延損害金を請求することができます。この遅延損害金の算出方法は、1年365日とする日割計算とし、除算は最後に行い、1円未満は切り捨てます。ただし、遅延損害金の額が100円未満の場合には、申込者は会社に対し、遅延損害金を支払うことを要しないものとします。  
(広告物の内容に関する責任の所在)

- 第17条 広告物の内容についての一切の責任は、申込者が負うものとします。  
2 申込者は、掲出された広告物の内容又はその広告物を通じて販売した商品若しくは提供したサービスに関し、会社又は第三者に損害を与えないものとし、万が一、会社又は第三者に損害を与えた場合には、これにより会社が被つた一切の損害(会社が直接の損害を被つた場合に限らず、会社が第三者から受けた苦情に起因して被つた損害を含みますが、これらの場合に限りません。)を賠償するものとします。また、掲出された広告物の内容に関し、会社が第三者から苦情を受け、又は第三者との間で紛争が生じた場合には、申込者の責任と負担において解決するものとし、申込者は会社に一切の迷惑及び負担を掛けないものとします。  
3 前項の賠償責任は、本契約が終了した後であっても、免れないものとします。  
(免責)  
第18条 会社は、次のいずれかの事由により広告掲出ができない場合には、広告掲出期間内であっても、当該事由が解消されるまでの間、会社の判断により広告掲出をしないことができるものとします。  
(1)天災等不可抗力による災害その他会社の責に帰すことができない事由により、広告掲出できない場合  
(2)申込者による広告物の納入が遅れた場合、申込者が制作した広告物に瑕疵があった場合その他申込者の責に帰する事由により広告掲出できない場合  
(3)広告を掲出する郵便局が閉鎖又は一時閉鎖した場合、広告を掲出する郵便局において掲出場所が確保できない場合その他広告を掲出する郵便局の事情により広告物を掲出できない場合  
2 前項(2)により広告掲出をしない場合には、会社は申込者に広告掲出できなかつた期間に対応する広告料金の払戻しを行わず、又、申込者に対していかなる責任も負わないものとし、前項(1)及び(3)により広告掲出をしない場合には、申込者と会社が誠意をもって協議し、これを解決するものとします。  
3 会社は、広告掲出により、広告対象となっている商品又はサービスの売上等が向上すること、広告対象となっている団体又は個人の知名度等が上昇すること、広告対象が社会的な批判の対象とならないこと、広告内容が広く世に伝わること、その他申込者が希望する広告掲出の効果が得られることを何ら保証するものではなく、申込者は、これを了承の上、本契約の申込みを行ふものとします。  
(第三者への委託)  
第19条 会社は、広告掲出にかかる業務の一部を第三者に委託することができるものとし、申込者は予めこれを了承するものとします。  
(禁止行為)  
第20条 申込者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとします。  
(秘密情報等)  
第21条 申込者及び会社は、本契約に基づいて知り得た相手方の秘密情報を、相手方のあらかじめの書面による同意なくして、第三者に開示又は提出してはならないものとします。本契約が解除又は期間満了等により終了した後も同様とします。  
(分離可能性)  
第22条 本規約又は本契約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法(平成12年5月12日法律第61号)その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約又は本契約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。  
(準拠法及び管轄裁判所)  
第23条 本契約の準拠法は日本法のみとし、本規約及び本契約の規定は日本法に従つて解釈され、執行されるものとする。  
2 本契約に関して申込者と会社との間で発生する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。  
(協議事項)  
第24条 本規約及び本契約に定めのない事項並びに本規約又は本契約の規定の解釈に関して疑義が生じた事項については、申込者と会社が誠意をもって協議し、これを解決するものとします。

#### 附 則

本規約は、2015年8月1日から施行します。ただし、第5条第1項(9)に掲げる取扱いについては、会社が別に定める日から実施します。

郵便局広告に関するお問い合わせ

TEL: 03-5338-7727 (平日／9:30～18:00)  
E-mail : [sales-team@sevennet.com](mailto:sales-team@sevennet.com)

セブンネット株式会社  
〒169-0073 東京都新宿区百人町1-20-18  
Webサイト(<http://www.sevennet.com/>)



**seven net inc.** セブンネット株式会社  
Creative and Planning Made By ADs